

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
休む日、
翌日の翌
当てる）

目次
◇告 示 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正

告 示

鳥取県告示第百二十四号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一の5中

「胃ガン集団検診（造影材を使用し
て七センチメートル×七センチメートルのフィルムによる消化管の撮影及び診断を行なうもの）」

八百円 一件につき

を

「胃ガン集団検診（造影材を使用し
て七センチメートル×七センチメートルのフィルムによる消化管の撮影及び診断を行なうもの）」

に

「胃ガン集団検診

（造影材を使用し、一件につき

して七センチメートル×七センチメートルのフィルムによる消化管の撮影及び診断を行なうもの）
一 所得税を納付することを要する者又は所得税を納付することを要する者の配偶者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十八号に該当する配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同法同条同項第二十九号に該当する扶養親族をいう。）
八百円

二 所得税を納付することを要しない者のうち市町村民税のうち所得割額を納付することを要するもの又は所得税を納付することを要しない者のうち市町村民税のうち所得割額を納付することを要するものの配偶者（地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第二百九十二条第一項第七号に該当する配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。）
四百円

三 前二号に掲げる者以外の者
零円

に改める。